平成21年10月

ごみの分別が守られていない例

プラスチック製容器包装

プラスチック製品（→燃やすごみ）や、金属製品（→燃やさないごみ）がこんなに入ってしまっています。

【プラスチック製容器包装の分別のルール】お菓子などの袋類、インスタントラーメンのカップ、お弁当や惣菜の容器など、「プラ」マークを目安に分別してください。商品の容器・包装を目的としたプラスチック製のもので、中身の商品を消費したあとにはほとんどの場合不要になるものが対象となりますので、白色トレイや発泡スチロールなどの緩衝材もあてはまります。

古紙類（ざつがみ）

紙と一緒に文房具だけでなく、使用済みのティッシュペーパーから食べ残しのごみまで入ってしまっています。

【ざつがみの分別のルール】封筒・はがきやメモ用紙、お菓子の空箱、包装紙など、小さかったり大きさが揃わなかったりして束ねられない紙類です。紙袋や透明な袋に入れて、袋の口を閉じ、「ざつがみ」と表記して出してください。

リサイクルの過程でより品質のよいものを作り上げるためには、こうした異物を一つ一つ手で取り除く必要があります。みなさんがごみとして出される前に、いま一度、中身をお確かめくださいますよう、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

武蔵野市ごみ総合対策課